

2021年度 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

明治安田生命保険相互会社

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	786,511	保険契約準備金	33,486,050
現預金	53	支払準備金	135,242
預貯金	786,458	責任準備金	33,069,484
コ ー ル 口 債	40,004	社員配当準備金	281,323
買入金	182,781	再保	698
金銭の信託	157,609	再社	640,735
有価証券	37,048,227	その他の負債	4,613,945
国債	16,542,101	売現先勘定	238,405
地方債	271,069	債券貸借取引受入担保金	3,454,623
社債	2,097,467	借入金	200,000
株外	4,642,538	未払金	85,016
外国証券	12,187,473	未払費用	37,382
その他の証券	1,307,576	前受収	2,690
貸付金	3,933,668	預り	32,483
保険約款貸付	191,312	預り保証金	34,281
一般貸付	3,742,356	先物取引差金勘定	272
有形固定資産	869,340	金融派生商品	504,701
土地	610,451	金融商品等受入担保金	18,347
建物	247,333	資産除去債務	3,459
建設仮勘定	8,537	仮受	2,281
その他の有形固定資産	3,016	価額変動準備金	869,373
無形固定資産	91,056	繰延税金負債	241,432
ソフトウェア	56,849	再評価に係る繰延税金負債	78,954
その他の無形固定資産	34,206	支払承諾	5,473
再保険	940	負債の部合計	39,936,663
その他の資産	950,099	(純 資 産 の 部)	
未収金	191,825	基金	150,000
未払費用	8,097	基金償却積立金	830,000
未収収益	110,661	再評価積立金	452
預託金	12,801	剰余金	412,715
先物取引差入証拠金	1,345	損失填補準備金	12,963
先物取引差金勘定	257	その他の剰余金	399,752
金融派生商品	54,687	基金償却準備金	90,000
金融商品等差入担保金	552,578	価額変動積立金	29,764
仮払金	10,156	社会厚生事業増進積立金	536
その他の資産	7,688	事業基盤強化積立金	70,000
前払年金費用	105,512	不動産圧縮積立金	25,643
支払承諾見返	5,473	当期末処分剰余金	183,807
貸倒引当金	△10,518	基金等合計	1,393,168
		その他の有価証券評価差額金	2,704,190
		繰延ヘッジ損益	4,795
		土地再評価差額金	121,889
		評価・換算差額等合計	2,830,875
		純資産の部合計	4,224,043
資 産 の 部 合 計	44,160,706	負債及び純資産の部合計	44,160,706

貸借対照表の注記

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、その他有価証券で時価のあるもののうち株式の評価について、3月中の市場価格等の平均としておりましたが、3月末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。また、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

2. 個人保険・個人年金保険および団体年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについては、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、2004年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務見込額および年金資産見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務および退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	10年
過去勤務費用の処理年数	10年

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理を行っております。

なお、2009年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

11. 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、金融庁に認可を受けた算出方法書に基づき積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

・変額保険契約および1995年9月2日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として2014年度において積み立てたもの

・1998年4月2日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として2017年度において積み立てたもの

・1999年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を2020年度からの2年間にわたって積み立てたもの

当初は4年間にわたって積み立てることとしておりましたが、当年度に残額である110,814百万円を積み立て、これにより追加積立てを完了しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

14. 当年度における金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項および金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式および投資信託等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産、保険負債または社債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、主に、ヘッジ目的で利用しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基

準第10号)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建貸付金および外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップによる振当処理、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

外貨建社債は、為替の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デレージョンの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、監視枠等を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の前測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールへの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、リスク管理検証委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、投融资検討会議等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、譲渡性預金を除く預貯金、売現先勘定および債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預貯金	12,998	12,998	—
その他有価証券(譲渡性預金)	12,998	12,998	—
買入金銭債権	182,781	191,256	8,475
満期保有目的の債券	175,607	184,082	8,475
その他有価証券	7,173	7,173	—
金銭の信託	157,609	157,609	—
売買目的有価証券	4,608	4,608	—
その他有価証券	153,000	153,000	—
有価証券	36,123,020	37,436,007	1,312,986
売買目的有価証券	603,904	603,904	—
満期保有目的の債券	3,516,872	4,041,503	524,630
責任準備金対応債券	12,578,485	13,366,841	788,355
その他有価証券	19,423,758	19,423,758	—
貸付金	3,933,668	4,058,304	124,635
保険約款貸付	191,312	191,312	—
一般貸付	3,742,356	3,866,991	124,635
貸倒引当金(*1)	△9,167	—	—
	3,924,501	4,058,304	133,803
社債	640,735	655,629	14,894
借入金	200,000	197,260	△2,740
金融派生商品(*2)	(450,013)	(450,013)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(89,490)	(89,490)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(360,523)	(360,523)	—

- (*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
- (*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (*3)非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の有価証券に含めておりません。なお、市場価格のない株式等の当年度末における貸借対照表価額は、910,127百万円(うち子会社株式及び関連会社株式869,736百万円)、組合出資等の当年度末における貸借対照表価額は、15,079百万円であります。また、当年度において、非上場株式等の市場価格のない株式等及び組合出資等について17,798百万円減損処理を行っております。

(注1) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ①売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は△17,083百万円であります。
- ②満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	3,060,237	3,528,830	468,592
	②社債	367,284	420,506	53,221
	③その他	243,957	255,791	11,833
	合計	3,671,479	4,205,128	533,648
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	21,000	20,457	△542
	合計	21,000	20,457	△542

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当年度中の売却額は477,685百万円であり、売却益の合計額は13,234百万円、売却損の合計額は17,048百万円であります。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	7,165,711	8,224,240	1,058,528
	②社債	13,686	16,322	2,635
	③その他	429,681	439,836	10,154
	合計	7,609,080	8,680,399	1,071,318
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	4,055,209	3,852,508	△202,700
	②社債	21,976	20,477	△1,498
	③その他	892,220	813,455	△78,764
	合計	4,969,405	4,686,441	△282,963

- ④その他有価証券の当年度中の売却額は1,831,922百万円であり、売却益の合計額は100,286百万円、売却損の合計額は48,666百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,344,535	4,299,196	2,954,661
	(2)債券	3,317,908	3,572,944	255,036
	①国債・地方債等	2,094,205	2,282,670	188,464
	②社債	1,223,702	1,290,274	66,571
	(3)その他	6,246,580	7,089,323	842,742
	合計	10,909,023	14,961,464	4,052,440
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	216,603	189,255	△27,347
	(2)債券	448,563	439,578	△8,984
	①国債・地方債等	112,648	111,269	△1,378
	②社債	335,914	328,308	△7,605
	(3)その他	4,269,985	4,006,632	△263,353

	合計	4,935,152	4,635,467	△299,684
--	----	-----------	-----------	----------

(*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について2,004百万円減損処理を行っております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金 (譲渡性預金)	12,998	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	182,781
貸付金(*)	469,069	643,739	703,885	499,596	782,609	636,617
有価証券	1,006,231	1,615,586	1,492,586	2,920,707	6,592,326	15,267,880
満期保有目的の 債券	175,720	409,276	621,409	249,875	563,843	1,496,745
責任準備金対応 債券	112,780	16,879	80,807	695,584	2,295,505	9,376,927
その他有価証券 のうち満期があ るもの	717,730	1,189,430	790,369	1,975,247	3,732,977	4,394,208
合計	1,488,300	2,259,325	2,196,472	3,420,304	7,374,936	16,087,279

(*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない6,837百万円は含めておりません。

(*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注3) 社債および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
社債	—	—	—	—	—	640,735
借入金	—	—	—	—	—	200,000
合計	—	—	—	—	—	840,735

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預貯金（譲渡性預金）	—	12,998	—	12,998
買入金銭債権	—	7,173	—	7,173
その他有価証券	—	7,173	—	7,173
金銭の信託	—	157,609	—	157,609
売買目的有価証券	—	4,608	—	4,608
その他有価証券	—	153,000	—	153,000
有価証券	8,842,575	7,861,648	156,786	16,861,010
売買目的有価証券	311,546	145,098	—	456,645
国債・地方債等	138,073	—	—	138,073
社債	—	75,936	—	75,936
株式	59,140	—	—	59,140
その他	114,331	69,162	—	183,493
その他有価証券	8,531,029	7,716,549	156,786	16,404,365
国債・地方債等	2,271,963	121,976	—	2,393,940

社債	—	1,618,583	—	1,618,583
株式	4,486,044	2,408	—	4,488,452
その他	1,773,021	5,973,581	156,786	7,903,389
金融派生商品	363	54,324	—	54,687
通貨関連	—	13,386	—	13,386
金利関連	—	40,937	—	40,937
株式関連	363	—	—	363
債券関連	—	—	—	—
資産計	8,842,938	8,093,753	156,786	17,093,479
金融派生商品	80	504,620	—	504,701
通貨関連	—	477,599	—	477,599
金利関連	—	27,021	—	27,021
株式関連	80	—	—	80
債券関連	—	—	—	—
負債計	80	504,620	—	504,701

(※)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産3,166,652百万円であります。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	181,774	2,308	184,082
満期保有目的の債券	—	181,774	2,308	184,082
有価証券	15,760,892	1,644,446	3,004	17,408,344
満期保有目的の債券	3,354,771	683,726	3,004	4,041,503
国債・地方債等	3,354,771	174,058	—	3,528,830
社債	—	420,506	—	420,506
その他	—	89,161	3,004	92,166
責任準備金対応債券	12,406,120	960,720	—	13,366,841
国債・地方債等	12,076,749	—	—	12,076,749
社債	—	36,800	—	36,800
その他	329,371	923,919	—	1,253,291
貸付金	—	—	4,058,304	4,058,304
保険約款貸付	—	—	191,312	191,312
一般貸付	—	—	3,866,991	3,866,991
資産計	15,760,892	1,826,221	4,063,617	21,650,731
社債	—	655,629	—	655,629
借入金	—	197,260	—	197,260
負債計	—	852,889	—	852,889

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券

預貯金、買入金銭債権、金銭の信託及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に譲渡性預金、地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く方法により算定された理論価格または情報ベンダーや取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

②金融派生商品

金融派生商品については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株価指数先物、債券先物等がこれに含まれます。

ただし、大部分の金融派生商品は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しません。そのため外国為替予約の時価については3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等の時価については情報ベンダーが提供する価格によっており、当該時価はレベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理

されているため、その時価は、当該貸付金および社債の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

③貸付金

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっており、観察できないインプットを使用していることから、レベル3の時価に分類しております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

また、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

④社債

当社の発行する社債については、3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

⑤借入金

当社の借入金については、借入金を裏付けとして発行される社債の3月末日の情報ベンダーが提供する価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

買入金銭債権の「その他有価証券」及び有価証券の「その他有価証券」にてレベル3の時価となるものがありますが、これらは、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権	有価証券	合計
	その他有価証券	その他有価証券	
		その他	
期首残高	8,721	162,617	171,338
当期の損益又は評価・換算差額等への計上			
その他有価証券評価差額金に計上	△ 1,547	4,463	2,915
購入、売却、発行及び決済			
購入	—	36,741	36,741
売却	—	△ 32,631	△ 32,631
レベル3の時価からの振替 (*1)	△ 7,173	△ 14,404	△ 21,577
期末残高	—	156,786	156,786

(*1) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

③時価の評価プロセスの説明

第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

第三者から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

15. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は608,568百万円、時価は931,370百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

16. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、22,382百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は374百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は3百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

債権のうち、危険債権額は11,102百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸

付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,905百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は、456,602百万円であります。
18. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、707,095百万円であります。
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
19. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、2,831,328百万円であります。
20. 子会社等に対する金銭債権の総額は、12,003百万円、金銭債務の総額は、4,096百万円であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 260,030百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 178,633百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 157,424百万円 |
| 利息による増加等 | 83百万円 |
| 当期末現在高 | 281,323百万円 |
23. 基金を100,000百万円償却したことに伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
24. 担保に供されている資産の額は、有価証券163百万円であります。
25. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は4,744,290百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は236,593百万円であります。
26. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、28,413百万円であります。
27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。
28. 負債の部の借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
29. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は45,414百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

30. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	253,872百万円
勤務費用	8,594百万円
利息費用	2,168百万円
数理計算上の差異の当期発生額	2,670百万円
退職給付の支払額	△16,724百万円
過去勤務費用の当期発生額	△12,981百万円
期末における退職給付債務	<u>237,599百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	379,540百万円
期待運用収益	3,505百万円
数理計算上の差異の当期発生額	38,989百万円

事業主からの拠出額	2,264 百万円
退職給付の支払額	△ 11,683 百万円
期末における年金資産	412,616 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	236,869 百万円
年金資産	△ 412,616 百万円
	△ 175,746 百万円
非積立型制度の退職給付債務	729 百万円
未認識数理計算上の差異	50,054 百万円
未認識過去勤務費用	19,449 百万円
退職給付引当金 (△は前払年金費用)	△ 105,512 百万円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	8,594 百万円
利息費用	2,168 百万円
期待運用収益	△ 3,505 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 8,460 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,688 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△ 3,892 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	6.4%
株式	41.5%
生命保険一般勘定	23.6%
共同運用資産	17.8%
投資信託	4.2%
現金及び預金	2.0%
その他	4.5%
合計	100.0%

年金資産合計には、退職給付信託が 56.6%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

当年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	0.9%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	2.0%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 1,134 百万円であります。

31. 子会社等の株式等は、869,736 百万円であります。

32. 繰延税金資産の総額は、859,309 百万円、繰延税金負債の総額は、1,089,934 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、10,807 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 527,035 百万円および価格変動準備金 243,076 百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 1,015,518 百万円であります。

当年度における法定実効税率は 27.96%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△20.63%であります。

33. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金 (以下「出再支払備金」という) の金額は 19 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金 (以下「出再責任準備金」という) の金額は 18,826 百万円であります。

34. 会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第 31 号）に基づいて識別した重要な会計上の見積りは以下の通りです。

(1) 子会社及び関連会社株式の減損

① 当年度の計算書類に計上した金額

当年度の貸借対照表の「有価証券」に、子会社株式及び関連会社株式 869,736 百万円を計上しております。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

子会社及び関連会社株式は、実質価額に基づいて減損判定を行います。原則として、実質価額は期末日の純資産価額に基づき算定しますが、必要な場合は、将来キャッシュ・フロー等の主要な仮定を使用して算定された価額を実質価額としております。

上記の仮定の予測は高い不確実性を伴い、翌年度の計算書類において将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、一部の関連法人等について、財政状態の悪化又は将来キャッシュ・フローの減少により実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められないことから、取得原価と実質価額との差額を、特別損失に子会社株式及び関連会社株式評価損として 16,257 百万円計上しております。